

特集

生活困窮問題の見える化 ～協同でつくる社会的包摂への一歩～

2008年のリーマン・ショック以降、格差社会が目に見えて表面化することによって、わが国における社会的排除の問題が政策の焦点となった。実際に、不安定就労者の拡大、長期失業者や生活保護受給者の増加といった労働の劣化による社会問題が噴出している。こうした問題は、人々が社会の一員としての役割を剥奪される状況が広がっていると言える。

これまでの制度は社会保険・労働保険としての第1のセーフティーネットと生活保護としての第3のセーフティーネットであった。このような問題に対応して、第2のセーフティーネットとして2014年12月に生活困窮者自立支援法が制定され、2015年4月からの生活困窮者自立支援制度の施行にあたり2013年度から2014年度においては260以上の自治体・民間団体等がモデル事業に取り組んだ。

こうした制度施行を目前にして本研究所では「地域協働による多元的・多層的な就労支援・社会的居場所創出ネットワーク構築に関する調査研究」と、「貧困などによる子ども・若者を対象にしたセーフティネットの現状とその課題に対する提言に向けた調査研究」をテーマとして調査研究をおこなった。

とくに、前者の調査研究においては大分県臼杵市、京都府京丹後市、千葉県千葉市の先進自治体とアクションリサーチをおこなった。これは自治体・事業者・研究者が共同研究を通して制度における就労支援・中間的就労の場の創出のあり方について検討するものであった。

ここで重視されている「就労」の中心課題は、働くことを通して人間はお互いに社会を構築するという観点である。ここには、単に人間が市場経済にける価値のみではなく人と人の顔の見える関係やお互い様の関係が内在していることに着目している。こうした実体が内在しているからこそ、人間は生涯にわたり社会で生きていくことを可能としている。

このように「就労」を考えると、就労支援・中間的就労は「共に働く」という実践の場を通して、仲間同士が助け合い、新しいものを創り出す関係性の中でお互いを必要し、人とつながっているという安心感や自己肯定感を取り戻していく。言い換えれば、人間の当事者性を回復するプロセスの方向性として捉えることができる。

こうした実践に協同労働の協同組合は歴史的に取組んできた。1970年代から失業者の仕事おこしとして緑化事業、病院清掃や建物管理、物流センター、地域のケアの拠点として

「地域福祉事業所」などにおいて「コミュニティの福祉力」を醸成してきた。また、「共に働く」ことを通して労働者の人格の形成を大切にしてきた。さらに言えば、協同労働の協同組合などに見られる多様な働き方や仕事おこしが地域の多様なネットワークを構築し、地域づくりの方法論として確立することが出来れば、同時に制度の積極的な展開を可能とするのではないだろうか。

最後に、本報告書作成にあたり、ご尽力いただきました委員の先生方にはこの場をおかりして御礼申し上げます。また、報告書が生活困窮者自立支援制度が施行される中で、各地で活用され制度に携わる多くの人々の一助になれば幸いです。(編集部)